

新実祥悟

議長の許可を頂きましたので、通告の順に従い一般質問させていただきます。

過日の蒲郡市長選挙に於きまして、市長は多くの公約をされました。市民の皆様は、それらが実現されることを強く望んでおります。そうした中、数点お伺いいたします。ただ、多くの議員のみなさまとの質問が重複いたしますので、一部省略させていただきます。質問の順序は、市長のマニフェストに添って行わせて頂きます。

1 市長公約について

(1) 安心のまち蒲郡 について

ア 学校の安全対策強化

まず、第一に学校の安全対策強化についてお伺いいたしますが、先程、荘田議員のほうからご案内がありました中学2年生の若松君が、交通事故でお亡くなりになったということに対して、私もこの場で心より哀悼の意を表させていただきます。

さてそれでは、学校の安全対策教科についてですが、具体的な対策案はお持ちでしょうか？そして、また現在、各小学校区で市民の皆様にボランティアのスクールガードをお願いしております。昨日も、私、塩津小学校であった「スクールガードの皆さんに感謝する会」に出席させていただきましたが、何でもかんでもボランティアをお願いしようというのは限界があるのではないかと思いますし、そうした中、先生方も大変活動されておるのですが、なんとなく私が見ていても、既に限界が来ているように思います。そこで、有償のスクールガードを各小学校区に配置すること等ができるかどうかもお尋ねいたします？

教育長

先程は、若松君のために哀悼の意を表していただきましてありがとうございます。

では、ご質問に答えさせていただきます。まず、各学校の安全対策についてということでございますので、まあたくさんいろいろなことをやっておりますが、代表的な4点についてお話をさせていただきたいと思っております。まず、1点は安全に係る施設設備の充実ということでありまして。フェンスの設置や修繕、外から見える開かれた学校づくりのための樹木の剪定や老木の除去、または子供が学校で元気よく遊んでいくための遊具の補修、その点検等々であります。二つ目は児童自身が危険から自分で回避する、自分で安全を守るという点についてであります。何かあったら大きな声で叫ぶとか、子ども100当番の家に駆け込むというような、自分の危険を回避する大切さを、これからの学級活動や

道徳の時間、全校の中でなどで指導していきたいと考えております。三つ目は、保護者の方へのお願いでございます。やはり子どもが遊びに行く時間をきちっと知っていただく、または、帰って来る時間をしっかりと知っていただく、また、どこで遊んでいるか、誰と遊んでいるか等々のことをきちっと親子が対話をしていただく、そういう環境作りをお願いしていきたいなあと思っております。それから、先ほど最後にご指摘のありましたスクールガードの皆さんによりまして、登下校の安全を多くの目で、地域の力で守っていただくという活動をやっております。最後にご質問のありました、スクールガードの有償化という点でございますが、やはり地域の目の厳しさだとか温かさ、または広がりということを考えて時に、やはり「守ってやろう」「私たちの地域の子供を私たちの手で守ってやりたいのだ」とそういう思いを大切にすることが一番大切かなあという感じがします。そういう意味で、方々をお願い申し上げてご協力いただくのがいいのかなあ、もし有償にしても、本当に涙のようなこと（金額）でございますので、かえってご失礼に当たるのではないかという感じが致しますので、ご理解をいただきたいと思っております。

新実祥悟

実は、今朝の日経新聞に、中教審の安全部会から「学校安全計画」を義務付ける中間報告が出されたと載っていました。これらを受けて、そういったスクールガードの件も含めて、前向きにご検討いただければありがたいなあと思っております。次に

イ 学校教育ビジョン支援 について

（10月1日に市民会館で開かれたマニフェスト討論会の際に配布された）市長のマニフェストの中に、『蒲郡市学校教育ビジョン「子どもの夢を育む学校教育」を支援するため、3年間各小中学校に1校平均300万円を予算化します。』とあります。これは、確実にやっていただけるものとお伺いしておりますが、その中には、「その予算の使い道は各学校に任せる」とそういうふうになっておりますが、物品の購入ばかりでなく、部活動の補助員の配置ですとか、あるいは土曜日補習のための補助教員など、人的配置なども考慮するよう、各校にお願いすることはできませんかと、まず一つお伺いすることと、もう一つ、噂話として耳にしたことなのですが、教育費をカットしてその費用（年間6,000万円）を捻出するのではないかと聞きました。これは事実かどうか、二つ重ねてお尋ねします？

教育長

ご質問、三点あったかと思いますが、まず第一点は三年間で300万円かまたは1年間で300万円かというお話かと思いますが。市長様のマニフェストを読ませていただくと、両方にとれば取れるかなあという感じも致しますけど、ずっとこの議会中答弁させていただきましてとおり、毎年各300万円ずついただ

けるということでございますので、きちっと対応したいと思っております。それから二つめの人的配置に対しても300万円ということでございます。この前からお話をさせていただいたとおり、やはり学校の自主性、主体性を考えて行っていきたいと思っておりますので、またそれは相談にのっていきたいと考えております。それから三つ目は、教育予算との絡みでございますけど、この300万円は一般財源ベースとは別でございますので、それによって教育予算が削られるということはありません。

新実祥悟

大変安心致しました。今、この人員配置をお願いしたわけですが、教育の継続性を考えた場合には、3年間ではやはり不公平感がでてくるのではないかと思います。そこでぜひ(お願いしたいのですが)3年以降も継続して全校に300万円を、まあ300万円が無理だとしてもある程度、用意していただければありがたいなあと、このように思います。次に、

ウ 特別支援教育補助員の配置 について

こちらのほうは多くの議員さんからの質問等で承知いたしました。期間は恒常的な事業とするかどうかということをお尋ねします。

教育長

この特別支援補助員でございますが、H17年度の時は5名でございました。H18年度の時は7名でございました。それから本年度、H19年度は9名つけていただきました。本当にありがたいことだと思っております。それで来年度20名ということで、本当にこれは子供たちが幸せだなあという感じが致します。この中で年々特別支援を要する子供たちが増えてきているというお話させていただきました。それで是非、私たちも強く継続を考えていきたいというふうに考えております。

新実祥悟

ありがとうございます。是非ご検討いただければと思います。35人学級を目指すこととあわせて、蒲郡市が教育の町と言われるくらい教育に力を入れていただきますよう心よりお願い申し上げます。次に

エ 医療の充実 について

オ 市民病院経営委員会答申

こちらのほうは、昨日伴議員、また今日荘田議員のほうからいろいろな質問があり、またそのご答弁の中で了解いたしましたので、割愛させていただきます。ただ一点お話をさせていただきたいのは、つい先日ですが、この蒲郡市の中級職員研修の際に、若い職員さんから「市民病院の将来像について」の提案

があったと伺いました。これは市民病院内に診療所を設置するというものですが、イメージ的には大手スーパーマーケットが取り入れられているテナント方式のようなものだと思います。これは場合によっては現在いらっしゃるドクターの負担軽減にもなるのではないかと思います。院長先生は「10年後の夢を語るのではなく今、どうするかが問題だ」とおっしゃっていますが、この院内開業医を求めることは、今是非取り上げてみる当面の対策ではないかなあ、というふうにも思います。私は、これはよい案だなあと思います。また是非当局としましても前向きにご検討いただければと思いますが、突然ですが院長先生、これについては何か思いはございますでしょうか。

市民病院長

その、先だつての中級の研修の中身は、私、残念ながら聞いてはおりませんでしたので、新聞報道によるものだけの話についてのコメントということでお聞き願いたいです。今、院内開業とか、それから開業医の先生方に病院の中で働きいただくということの意味合いというのは、地方における業種の連携ということで、今そういう可能性についての模索というのは非常に全国的に進んでおります。唯、一つ二つ問題があります。まずは系統的にそういうことでやるとしても、たとえば電子カルテ入力システムがまったく違いますし、タイピストをつけるという話になる可脳性があります。それから、開業医の先生がもしそこでやられるとすると、開業の先生ご自身が、ご自信の時間をやめて病院の中で開かれるとすると、その保障をどうするかという問題も当然出てきます。ほとんど単価が全然違う部分での仕事ですので、これでもってそれ以上の資質を病院としてできるかどうかということがあります。最後に今私どもの病院で困っておりますのは、夜間の当直待機、それからそういう入院医療をしてくれる医師、でございます。内務の先生方を大学にお願いして数を増やすことは、若干可能だとまだ思っておりますけど、そういうことによって入院をされたとして、ではその入院の患者さんをいったい誰が診るのかということになると更に先ほど副市長のほうから言っていたいただきましたが、現在の常勤の医師の仕事を増やすということになります。ですからこの院内開業ということでの地域の医療連携ということに対する問題というのは、逆に言うとまあ、余裕のある大きな病院であればできる、だけど地方の病院にいけば逆にそれは更なる負担を要すということになってきていることは、なかなかご理解いただけない。で、全国で「いいことだからやればいいじゃないか」と厚生労働省の方もそういう形のをいい例としてあげておりますけど、現実にわれわれ病院を預かるものとしてはそれでうまくいくのか、本来入院業務がない形でのことであれば可能であろうというふうに思っております。ちょっと否定的、もしくは

後ろ向きの回答で申し訳ありませんけれども、よくよく私としてはただ開業医の先生の中で少し病院のことについて助けてやろうというふうな雰囲気も聞いてはおりますので、まったく否定するつもりはないですけれども、よくよく考えてかからなければかえってプラスになるかどうかわからない、少し時間をいただきたいと思います。

新実祥悟

ありがとうございます。実は今回これを突然ですが取り上げさせていただいたのは、ここにいらっしゃる議員の皆様ばかりではなくて、市の職員の若い方も本当に市民病院のことを心配して、このように考えて検討してくださっているとそういうことですのでまたいろいろな案がどこかから出てくると思いますが、そういった場合にはアンテナを広げてそういったものがあれば取り上げていただきたいなあと、そのように思いまして、今回取り上げさせていただきました。ありがとうございました。次に

(2) 自然と共生するまち蒲郡

ア みなとオアシスがまごおり

本年、竹島埠頭を中心とした地域は「みなとオアシスがまごおり」として中部地方整備局から登録認定を受けました。こうした中、竹島埠頭を中心として観光の拠点づくりをお考えと伺いました。そこで、認定地区付近の東港の活用方法について、検討委員会で話し合われると聞きますが、その東港活用検討委員会では白紙の状態から具体的なところまで話し合われるのか、それとも大枠だけを決めるのか、あるいは当局として具体的な構想を持ったうえでのこういったお話なのか、お尋ねいたします。

企画部長

海のまち蒲郡を推進し活性化を図っていく為には、この中断しております東港の活用が大きな課題と捕らえております。東港にはさまざまな課題がございまして、その一つでありました無籍地の整理というのがございます。これにつきましては、本年8月に愛知県にやっていただきまして、一応この件につきましては解決していると、また東港の中には国有地、それから県有地等もございます。東港の活用に当たっては、国、県の理解、協力が不可欠であるということで、今後も引き続きこの辺の関係整理は協議していきたいというように思っております。そのほかにも、三河港港湾計画を踏まえながらの防潮堤、いわゆる旧堤防が道路沿いまで来ております。この防潮堤の前だし、沖に活用できる形にする為には、この埋め立て申請、(いわゆる埋め申とっておりますけど)埋め伸の変更等、それもクリアしなければならぬと、ちょっと大きな課題

がございます。このような中でありますので、検討委員会では来年の秋ごろ、1年くらいかけまして、この現状の課題を個別に、どういう課題があるか整理させていただいた中で、解決策を見いだしていきたいというように考えまして、その段階から以降の活用方法というのも当然ながら検討していただければ、というように思っております。またこの委員会のメンバーにつきましては、行政代表の方で、私を含めまして5名、それから議会のほうから2名のお願いをいただいております。それから市内の有識者、会議所さんを中心に有識者の方、それから公募の市民の方という形で、今現在12名委員の方を予定して、今月第1回目の会合を開くというように予定しております。この委員会につきましては、開催方法、会議の進め方につきましては、こちらの方からこんな形で、今、中断していることがございますので、選んで出ていただきます委員さんに提案型という形で、すべて委員会のほうで筋道を通していただければということですので、現段階では白紙の状態を検討をお願いしたいなというように考えております。また、今お話したとおりこの東港、観光としても、市の活性化の為にも大変重要な課題と考えておりますので、この委員会の報告を大きく期待いたしまして、施策に反映していきたいというように考えでこの委員会をお願いしていきたいというように考えております。

新実祥悟

ありがとうございました。是非、これ、蒲郡のためにうまく使っていただきたいと、そのようにお願いいたします。次に

イ 生命の海科学館 について

生命(いのち)の海科学館のありかたについて伺います。新聞記事を読んだのですが、選挙期間前ですが市長は科学館を廃止する、あるいは廃止を含めた見直しをするとそのように述べておられたと思います。また今般、今後のあり方について、検討のための準備委員会が立ち上げられるようですが、こちらもどのような話し合い、委員会になるのかお尋ねいたします。

企画部長

この件に関しましては、先に柴田議員にお答えしたところではありますが、この見直し検討委員会という形ものにつきましては、新年度から立ち上げていきたいと考えておまして、本年度はこの検討委員会がスムーズに検討が進められる形の中でいくように、準備会という形の中で、現状白紙の状態から項目それぞれメンバー等含めた形の中でどうしていくべきかという準備を今年度いっぱいをお願いしていきたいというように考えております。

新実祥悟

承知しました。次に、

(3) 明るく元気なまち蒲郡

ア 企業用地確保検討委員会

についてですが、こちらは、野崎議員が質問されて、だいたい了解させていただきましたので、割愛させていただきます。ところで、市民病院経営改革委員会からの答申は、「答申が出てから1年以上がたち、状況が激変したため、現状はその答申に沿うことができない。宿題とさせていただきたい」ということで、昨日、副市長からのご答弁もありました。そういった中、東港活用検討委員会、企業用地確保検討委員会で、「検討委員会から出てきた案も状況が激変したため宿題とさせていただきたい」と、このようなことにならないように強い気持ちでこちらのほう進めていただきたいと願っておりますが、この扱いというのはどういうふうになるのでしょうか。

企画部長

この扱いにつきましても、今までそれぞれ多くの議員の方からご質問いただき説明をさせていただいたとおりの方向であります。具体的にはこのご意見を踏まえて尊重した形の中でそういうふうに関与させたいなあと考えておりました。特に今回の委員会につきましては3つともすべて公開ということで、傍聴も可能ということで前回の用地の検討委員会につきましても多くの方が傍聴していただけたということでもあります。この委員会からの報告につきましては、先の生命の海科学館と同様で、市の政策決定において貴重な判断材料という形の中で活用させていただいて、よりよい街づくりにつなげたいなあとこのように感じております。

新実祥悟

是非よろしく申し上げます。さて

イ 蒲郡港の活性化 についてですが、

10年ほど前から中断していると聞きます、蒲郡港の「-11m岸壁3バース」について、市長は24年度竣工を目指していると伺います。これは企業用地確保とも密接に関連していると思われれます。蒲郡の発展のためというのはもちろんです。しかし、この事業を進めるにあたっては、いかに経費を掛けずに開発するかということも、他地区の同様の計画より先行し、有利に働くものだと考えます。国道23号線の進捗状況とも関連するのですが、この工事では大量の残土が出てまいります。この蒲郡の近くで出てくる残土を利用しない手はないでしょう。もちろん、市長もこの点をご承知のことでしょう。国道23号線蒲

郡西インター南の取り付け道路問題も、一定の動きがあるかもしれません。そこで伺います。企業用地確保や - 11m岸壁を一気にやっってしまうと、そういう意気込みはございますか？

企画部長

現在、港の活性化および利用促進を図るために、貨物量の取扱量の増加とか利用促進の検討、ポートセールス等に努力しているところでありまして、隣市からもこの蒲郡港の利便性が高いという情報も得ています。というのは247や248等のルートが広がって確保されて交通の便がいいと、特に西方面からのご利用がよい評価をいただいているところでございます。一方港の発展にはこの港へのアクセスとなる道路の整備が不足することは議員もご承知のことと思います。蒲郡港は、日本の物流の拠点の愛知を代表する企業が多数実地します西三河に隣接しているということの中で、市ではこの企業誘致の面からも、西三河の有力企業に対してもポートセールスを積極的に行っているところであります。こうした活動と、西三河蒲郡港を結ぶ国道248の4車線化とか、国道23号線の進捗によりまして、より蒲郡港が西三河に近くなるというような認識をいただき始めたところでございます。昨年、一昨年と浜町への企業進出も、これのある部分一步かなととらえております。また、昨年暮れからうれしいことですが、三菱自動車の岡崎工場が再開されて、特に船積みも始まったということで、順次当初の予想よりも大幅な積み出しの増ということで、(モータープールという)積み出しの部分が足りないでということで、このような状況でありますので、このマイナス11メートル岸壁、埠頭等の整備につきましては、それとあわせて先ほどの23号線バイパスの早期解決につきましては、必要不可欠という形の中で今までも、建設部長からも市長からもご答弁申し上げておりますけども、これは緊急課題という形の中で何とかよい方向でということで、県、国等に積極的なお願いをしているところでございます。

新実祥悟

是非、よろしく願いいたします。最後に、市長のマニフェストについての最後の質問ですが

(4) 合併について お伺い致します。

市長は合併をしない方針であることは、承知しておりますが、すると当然、蒲郡市が自立して行けるという目論見をお持ちだと思います。まずそれはどういったものかお伺い致します。

総務部長

自立していけることにつきましては、昨日とかその前とかにお話をさせていただきまして基本的にはその内容であります。現在、蒲郡市の人口は8万1千人であります。この蒲郡市がいつまで財政的にやっていけるのか、言葉を代えますと、基礎的自治体として適正な人口がどれほどなのか、この基準はありませんので、なかなか難しいところではあります。中長期的に考えますと、道州制の進展によって市町村ですとかと県の役割の変化の問題もありますので、このあたりにはアンテナを高く注目をしていきたいというふうに思います。ただ、短期的に申し上げますと、私どもで作成を致しております集中改革プランですとか、財政健全化改革チャレンジ計画の内容をきちっとやっていくことが、継続的な取り組みとしてきちっとやっていくことが、当面自立できる蒲郡として乗り切っていけることだというふうに考えています。

新実祥悟

それでは、まあ合併はしないということなのですが、合併以外と考えて、他の市町村と手を結ぶ広域行政についてはどのようにお考えですか？

総務部長

広域行政についてであります。蒲郡市では現在も、蒲郡市幸田町衛生組合でのし尿の処理ですとか、斎場における幸田町民の受け入れなども行っております。宝飯地区市町村圏協議会として、宝飯地区全体での総合的な計画、施工も図っております。今後も、事業について状況が許されるようであれば、広域での行政の展開も決して否定するものではありません。

新実祥悟

昨日、ひえの議員からも広域行政の負の点も出てまいりましたが、できることはやっていたきたいなあとそういうふうに思います。実は、私の私見ではございますが、蒲郡市が現在持っている公共施設や、競艇場の今の収益などを考慮に入れた蒲郡市のあるべき人口規模というのは12万から13万人程度が適正ではないかと思っています。もちろん、多くの労働力を必要とする企業や、整備の進んだ道路や港あつてのことだと思えます。この目標には、現状の市域を維持していたのでは到達できないのではないかと考えております。市長のおっしゃるとおり、平成の合併は終わったかもしれませんが、社会構造の変化は将来にわたって、まだまだあるでしょう。したがって、「これからが本番だ」という認識を持っていただき、健全に市政を運営して頂きますようお願い致します。次に

2 歳入の見通しについて 伺います。

(1) 市税収入の見通し

市長のマニフェストに明記されている数字を足し合わせただけでも一般会計で年間2億4千万円必要になります。それ以外の事業を含めれば、少なくとも3億円以上にはなるとおられます。このお金をどこから捻出するかではなく、まずは支出に見合う収入があるかどうかの問題になると思います。そこで、平成20年度の個人の市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税など市税収入の見通しについてお伺い致します。

総務部長

市税全体の収入につきましては、ほぼ前年並みの136億円程度と見込んでおります。個人市民税につきましては増える部分、減る部分もありますがあわせて41億6千万円と見込んでおります。法人市民税につきましては9億2千万円、固定資産税につきましては家屋とか償却資産で増額もありませんが、土地の下落傾向が以前としてありますので62億7千万円と見込んでおります。都市計画税は11億1千万円と、現在見込んでおります。以上です。

新実祥悟

平成20年度の通常業務の支出をまた3%カットするということですが、これは単純に一律カットということでしょうか、それともある程度全体を見てならしてカット、そういうふうにご検討されているのかその辺をお伺いいたします。

総務部長

20年度の予算編成にあたりましては、昨年に引き続きまして、限られた予算枠の中で効果的な予算とするために、一般会計におきまして各部において一般財源ベースでの枠配分として実施をしていきたいというふうに思っております。枠配分におきましては、実施計画分とその他の部分とに分けて、マニフェストなど新規事業の増加、事業の見直し等を鑑みまして、枠配分の中から実施計画分を除きまして、その他の部分については一律で3%のマイナスで提示がしてあります。

新実祥悟

では、継続事業はもちろん、マニフェストにある新規事業には支障をきたさないとそういうことで理解させていただいてよろしいでしょうか？

総務部長

マニフェストの中にあります20年度で実施をしている事業につきましては、その経費につきましてきっちりと精査を致しましてやっていきたいというふうに思っております。ただ、新規事業等につきましては、財政担当のほうで必要性、緊急性こういうものを見た中で査定をさせていただいております。定状的あるいは継続的なものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり一律で3%のマイナスシーリングとさせていただきました。

新実祥悟

まあ、収入の見通しが昨年並みとそのように伺いましたが、実は滞納があったら市政の上の足かせになることは間違いありません。もちろん滞納状況が悪化すればなおのことです。そこでまず、

(2) 滞納状況

直近の市税、国保税を含めた滞納状況についてお伺い致します。

当局は滞納者に対して、どのような対応をとっていますか？

総務部長

滞納者に対しましては、地方税法および国税徴収法の規定に基づいた手続きをとっております。具体的には小林議員のときにもご答弁申し上げましたが、納税計画とか分割で納入していただくとか、それから場合によっては差し押さえですとか強制執行ですとか、そういう形で対応させていただいております。

新実祥悟

そういう中で資産の調査というのはやっぱりやられておりますでしょうか？

総務部長

必要に応じまして資産調査は行っております。

新実祥悟

本年度もインターネット公売ということをやっておられますが、こちらの現在の状況、こういったものをお聞かせいただけますか？

総務部長

インターネット公売につきましては、本年度3月に初めて実施を致しました。今年度に入っても3回目のネット公売を行っております。自動車、土地など不動産の公売も手がけております。おかげさまで私どもは順調に推移しているというふうに理解を致しております。

新実祥悟

不動産のインターネット公売もしているということですが、当然これは抵当権を設定していくのかなと思います。それはちゃんと抵当権を設定してそれを収納していく、そういうふうな形になっているのでしょうか？

総務部長

差し押さえと申しますのは、抵当権の設定には該当はしないというものであります。ですから抵当権の設定は致しておりません。国税徴収法ですとか地方税法等の規定に従いまして差し押さえを行っております。

新実祥悟

経済的に困窮されていて、どうしても納税できない方もいます。そうではなくて、払えるにもかかわらず滞納している方もいるとそのように伺いますが、こういう方は悪質な滞納者というふうな分類に入るかと思いますが、悪質な滞納者とはどのような人たちを指すのか、期間ですとか、金額ですとかそういった規定というのはあるのかどうかお尋ね致します？

総務部長

悪質滞納者というのを定義する規定はございません。まあ皆様方が悪質であるとか悪質でないと、そういうご判断はされるかと思いますが、規定上ではそういう文言はございません。

新実祥悟

納税義務というのは社会責務だということをしらしめていただき、これができない場合には氏名の公表をするというそういう強い措置、悪質という規定はないという中で「これは本当に困ったなあ」という人に対して、強い措置も必要ではないのかなと思うのですが、こういった氏名を公表するということについてはどのようにお考えでしょうか？

総務部長

氏名を公表することにつきまして、滞納が減るという可能性もあるかと思いますが、現在個人情報保護法ですとかそういうものがございまして、なかなか氏名の公表はできないというふうに思っております。

新実祥悟

この中には、税金がいただけなかったら時効というのが発生するかと思いますが、この時効によって収納できなくなったことはございますか？また、あればどのような状況でそうなったのかお尋ねいたします？

総務部長

地方税法の中で、第18条に消滅時効の規定がございます。居所が不明であるというような形でその時効に該当して5年間経過したというものも、もちろんございます。

新実祥悟

その時効になってしまったという状況が、何故そんなふうになったかが、もしおわかりになれば教えていただければと思います？

総務部長

一般的には、もちろん税の滞納につきましては、どなたにも同じ扱いをして、法令にのっとって処理をさせていただいております。ただ、蒲郡市から出られてあと追跡ができないとか、そういうようなまあ不可抗力と申しますか？どうしても追跡ができなくて、どこにいらっしゃるのかわからないというような状況などは滞納になっていく主なものでございます。

新実祥悟

時効になる前に、先ほど答弁の中で納税計画を立てるということがありましたが、納税計画を立てれば時効というのはなくなるのかなあとと思いますが、こういうふうに納税計画を時効にならないように立てて、ちゃんと収納していくという、そういうことも、もちろんやってみえると思いますが、これはどのような形で納税計画というのを立てていくのかお尋ねします。

総務部長

納税計画につきましては、納期限までに賦課された税額を納めるのが困難な場合に、納税者と協議を致しまして計画納税をお願いしております。

新実祥悟

それではこの納税計画が履行されていないというようなこともあるのかなあとと思いますが、必ず目論見通り履行されるものなのですか？

総務部長

多くの場合はこの計画に沿って納付されておるといふふうに思っております。

新実祥悟

納税計画が履行されないという場合もあるかと思いますが、そうした場合その履行してくれない方というのは、先ほど言いました悪質な滞納者という、そういうような見方もできるのではないかと思うのですが、それはいかがでしょうか？

総務部長

私どもから悪質という規定がありませんので、なかなか悪質だとかそうでないということは申し上げられません。まあ事情があります。その辺も協議をさせていただいております。

新実祥悟

ところで、地方税法第48条では、滞納処分の特例が定めてあります。悪質な多額滞納者に対し、まあ悪質というのではないといふふうにおっしゃいますが、県が滞納処分できるというものでありますが、市は県に対してこういった方、滞納者を通知し、この制度を利用した事例はこれまでにございますか？

総務部長

市町村に変わって個人の市民税に限って県が滞納処分できる規定がございます。これにつきましては以前から県のほうに要望いたしておりましたが、本年9月から2月までの間、本市でも県にお願いを致しております。

新実祥悟

実は、昨年12月議会で山本和一議員、亡くなられた山本議員の答弁の中で、「この第48条にのっとり滞納処分をするということを検討する」という、そういうご答弁があったかと思いますが、残念ながらここまではきていないと、そこまではいってないということなのではないでしょうか？

総務部長

48条の規定で愛知県にお願いをしまいいりまして、本年の9月からやっとそれが実現をして2月までの間、県において滞納処分をしていただけたということになっております。

新実祥悟

承知いたしました。また本当に収納が難しい問題につきましては、是非、県と相談していただきたいと思っております。ところで、個人の県民税というのは（収納を）市が代行していると思いますが、これはそういうことでよろしいでしょうか？

総務部長

地方税法の規定にのっとりまして、市が県民税も賦課徴収を行っております。

新実祥悟

まあそういうことになれば当然、県も滞納状況を把握していることと思います。もちろん県も収納のほうを試みるはずだとは思いますが、こういう場合は県のほうから市に問い合わせがあるのではないかと思います。それはどのようなのでしょうか？

総務部長

税法の話になって申し訳ありません。地方税法の第46条に規定がありまして、知事に対して納税義務者の数ですとか税額等、定められた事項の報告を市の方から行っております。

新実祥悟

市のほうから報告を行うということで承知いたしました。では市の方からというと、誰が直接担当となって行うものなのでしょうか？

総務部長

窓口は税務収納課の収納担当でございます。

新実祥悟

そうしますと、一般的には市の上層部の方はこういった状況をあまり理解していないというか、承知していない、知らなくても当然というか、そんなふうな状況におかれるということなのでしょうか？

総務部長

個々の部分については報告いたしておりません。たとえば先ほど申しました県が9月から2月まで滞納の処分をしてくれる、そういうことは申し上げますが、個々、個人、あるいは個々の案件については報告いたしておりません。

新実祥悟

さて、非常に残念なことです。先ほど小林議員のほうから、また一昨日も羽田野議員のほうからご紹介がありましたが、10月15日付の中日新聞の夕刊で、蒲郡市選出の県会議員が、長期にわたり多額の市税滞納をしていたということが明らかになりました。その後、完納されたと聞きますが、この方の件に関しては県との協議はこれまで一度もなされてこなかったのでしょうか？例えば、先ほどおっしゃいましたように、市から県のほうに通知したとか、そういうことはございませんでしたでしょうか？

総務部長

大変申し訳ありません。個々の案件についてはこの場でご答弁申し上げることができません。

新実祥悟

ということは、県としてどのような対応をしていたかということもお聞かせいただけない、そういうことなのでしょうか？

総務部長

県がどういう対応をしていたかにつきましては、私は承知を致しておりません。

新実祥悟

残念ながらこの場において言えないということでしたら、聞かせていただけないということですので、市のことも含めて県の業務に関する質問も控えるしかないなぁとそういうふうに思います。ただ県民としては、私もその県民の一人ですけど、注目すべき重大な事案ではないかと思っております。どこかで何らかの形でまたちゃんとした回答が出されることを期待しております。さて私が申し上げるまでもなく、市税の滞納状況を改善させることは、市を運営するにあたって大変重要なことだと思っております。当局が一生懸命、業務に励んで下さっていることは先輩から伺っており、承知するものであります。

ところで、真の行政改革は、如何に透明な政治をするかを考えるところから得られると思います。その第一歩は情報公開だと考えております。そうすれば政治を私することなど、あるいは何か悪いことが起こるといったようなことは出来ようはずがないと考えております。

今、市民の皆様は悪質滞納者に対する処分のあり方に、大いに注目しております。皆様に納得のいく市政運営をお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました

地方税法

(個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等)

第46条 市町村長は、当該道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、個人の道府県民税の納税義務者の数、個人の道府県民税額その他必要な事項を報告するものとする。

2 市町村長は、毎年6月30日までに、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、毎年5月31日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。

(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例)

第48条 第46条第2項の規定によって市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について1年を超えない範囲内で定められた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。